（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十四会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百二十七万八千円（一二四、二七八、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年二月八日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・Ｖ・ルース閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年二月八日に東京で

アメリカ合衆国

特命全権大使　ジョン・Ｖ・ルース

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○厚生労働省告示第二十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第18部として次のように加える。

第18部　追加用薬（14）

内名	規格単位	薬価円
（あ）		
㊒ アクトネル錠75mg	75mg 1錠	2,945.50
アフィニトール分散錠２mg	２mg 1錠	5,376.30
アフィニトール分散錠３mg	３mg 1錠	7,867.70
アメパロモカプセル250mg	250mg 1カプセル	431.90
（え）		
エリキュース錠2.5mg	2.5mg 1錠	144.90
エリキュース錠５mg	５mg 1錠	265.20
エルカルチンＦＦ内用液10%	10% 1mL	70.40
（こ）		
コレアジン錠12.5mg	12.5mg 1錠	385.40
（て）		
ディレグラ配合錠	1錠	62.00
（と）		
トビエース錠４mg	４mg 1錠	190.90
トビエース錠８mg	８mg 1錠	286.40
（ね）		
㊒ ベネット錠75mg	75mg 1錠	2,945.50
（ほ）		
ホスリボン配合顆粒	100mg 1包（リンとして）	68.70
（ま）		
マラロン配合錠	1錠	484.30
（み）		
ミニリンメルトＯＤ錠60μg	60μg 1錠	117.30
注射		
名	規格単位	薬価円
（え）		
エルカルチンＦＦ静注1000mg	1,000mg 5mL 1管	934
（し）		
シムジア皮下注200mgシリンジ	200mg 1mL 1筒	71,297
（と）		
トレシーバ注　フレックスタッチ	300単位 1キット	2,546
トレシーバ注　ペンフィル	300単位 1筒	1,796
（な）		
ナーブロック筋注2500単位	2,500単位0.5mL 1瓶	28,902
（ひ）		
ピデュリオン皮下注用２mg	２mg 1キット（懸濁用液付）	3,486
外用		
品名	薬規格単位	薬価円
（に）		
ニューブロパッチ2.25mg	2.25mg 1枚	270.30
ニューブロパッチ4.5mg	4.5mg 1枚	416.50
ニューブロパッチ９mg	９mg 1枚	641.80
ニューブロパッチ13.5mg	13.5mg 1枚	826.50

○厚生労働省告示第二十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久